

関係機関との協議結果

県・市	担当課	意見	対応
さくら市	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 騒音関係p 20では「全ての地点において自動車走行音及び荷さばき作業に伴い発生する騒音の影響により基準値を上回ることが予測された。」と記載があります。関係する近隣住民等に説明することをお勧めいたします。 全国的にも店舗の室外機に関する苦情が多くなっています。苦情が予想される場合には向きを変える、屋上にのせるなどの対策お願いいたします。 騒音関係p 22において「開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意を持って対応いたします。」と記載がございますが、基準値を超過していることが予測されているため、開店前に住民に十分説明を行うことをお勧めさせていただきます。 法令基準値内であっても近隣の方より騒音・悪臭等で苦情があった場合には、住民トラブルとならないよう、真摯に対応をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民説明会にて説明いたします。 設備機器は建物屋上部に配置予定です。開店後、苦情等が発生した際には発生源対策を含め、誠意を持って対応いたします。 住民説明会にて説明いたします。 開店後、騒音・悪臭等で苦情が発生した際には発生源対策を含め、誠意を持って対応いたします。
栃木県	地域振興課	意見なし	—
栃木県	県民協働推進課	<ol style="list-style-type: none"> 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いいたします。 図書类等 (DVD・ゲームソフトを含む) を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年 (18歳未満の者) には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示 (大きさ30cm×15cm) を行ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行います。 図書类等 (DVD・ゲームソフトを含む) を取り扱う際には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、青少年 (18歳未満の者) には閲覧・販売等を行わないよう必要な措置を行います。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示 (大きさ30cm×15cm) を行います。
栃木県	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。(回答不要) 300m²以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県北環境森林事務所環境対策課 (0287-22-2277) と協議してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 静穏保持に努め、周辺住民から苦情等が発生した場合には、発生源対策を含め誠意を持って対応いたします。 県北環境森林事務所環境対策課に届出を行います。届出予定日：2025. 4. 10
栃木県	資源循環推進課	○栃木県では令和3 (2021) 年度から令和7 (2025) 年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロスの削減等、廃棄物の排出を抑制するとともに、エコマークの認定商品等の取扱い拡充等、循環型社会の形成に資する取組につ

		<p>第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p>いて検討いたします。</p> <p>・食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に取り組んでまいります。</p>
栃木県	交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口No. 1からの右折入場防止対策を行うよう、お願いします。 ・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口No. 1付近に右折入庫禁止の旨を記載した案内表示看板を設置いたします。 ・オープンに伴い、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を行います。
栃木県	道路整備課	道路幅員の計画があるため、矢板土木事務所と協議すること。	矢板土木事務所と協議を行いました。 協議日：2024. 10. 3
栃木県	道路保全課	<p>1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。</p> <p>2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。</p> <p>※指導事項等については、矢板土木事務所と協議願います。</p>	<p>1 道路法第24条申請の協議を行いました。 協議日：2024. 10. 3</p> <p>2 雨水排水については、県管理排水施設には接続いたしません。</p>
栃木県	上下水道課	汚水排水計画及び雨水排水計画についてさくら市担当課と協議してください。（回答不要）	—
栃木県	都市政策課	<p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・さくら市景観計画に基づく行為の届出の要否について、さくら市都市整備課と協議してください。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、さくら市都市整備課と協議してください。（協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120） 	<ul style="list-style-type: none"> ・さくら市景観計画に基づく行為の届出を行います。 届出予定日：2025. 4. 1 ・栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、さくら市都市整備課と協議を行いました。 協議日：2024. 12. 20

		<p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条の開発許可の要否について、栃木県都市政策課と協議してください。 <p>(協議先：栃木県都市政策課 028-623-2466)</p> <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、さくら市都市計画課（駐車場法担当）と協議してください。 <p>(さくら市都市計画課： TEL 028-681-1120)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」を参考にしてください。 <p><盛土安全推進班></p> <p>現在、県では、令和7年4月1日に宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の規制区域を指定できるよう準備を行っております。</p> <p>規制区域指定後においては、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合には許可等が必要となることに加え、規制区域指定時に当該計画に係る工事を継続している場合でも、届出が必要になることがあります。</p> <p>そのため、盛土規制法に基づく手続きの要否について、詳細な図面や工程表をもとに、相談協議願います。</p> <p>なお、規制区域の内外を確認したい場合については、現在、県のホームページにて規制区域の案（現段階での案であり、確定したものではありません。）を公表しておりますので、そちらを御確認ください。</p> <p>(相談先：都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県都市政策課と協議を行いました。 協議日：2024. 8. 23/2024. 12. 3 ・さくら市都市整備課と協議を行いました。 協議日：2024. 10. 17 ・栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）を参考に防犯対策に努めてまいります。 ・都市政策課盛土安全推進班と協議を行いました。 協議日：2024. 12. 3
栃木県	都市整備課	意見なし	—
栃木県	建築課	<p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、大田原土木事務所建築</p>	<p><各申請等提出先・提出予定日></p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築確認申請 提出先：株式会社確認センター 提出予定日：2025. 3. 1 ●建築物省エネ法適合判定 提出先：株式会社確認センター 提出予定日：2025. 3. 15

		<p>指導担当（TEL：0287-23-6615）と協議願います。</p> <p>なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県県土整備部建築課建築指導班（メール：sidohan@pref.tochigi.lg.jp）まで報告願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●建設リサイクル法届出 提出先：栃木県庁 提出予定日：2025. 4. 10 ●バリアフリー法 確認申請での適合判定 ●栃木県ひとにやさしいまちづくり条例届出 提出先：大田原土木・建築課 提出予定日：2025. 3. 15
栃木県	警察本部 交通規制課	<p>○令和7年1月21日、事前協議終了。</p> <p>○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。</p>	<p>・今後、乗入れ口の位置等に変更が生じた場合は、関係機関と再協議いたします。</p>
栃木県	経営支援課	指導事項なし	—